

業務指示書

モンゴル国モンゴル地震防災能力向上プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月3日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

() 外国法人は登記簿写を提出し施行ください。○の法令に基づき登記されている法人であることを求めない。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません

【その他の業務従事者について】

（ ）次の項目については補強を認めません

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地震防災に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合防災マネジメント）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合防災マネジメント
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災計画】

- 1) 類似業務の経験：災害リスク評価に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 耐震建築】

- 1) 類似業務の経験：耐震建築
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災教育】

- 1) 類似業務の経験：防災教育
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者4】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月11日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができません。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.045840 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：10月17日(月) ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部 (麹町)本部 208 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用するの出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合防災マネジメント
防災計画
耐震建築
防災教育

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

55.80 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月26日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）
- イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

プロポーザル評価表
モンゴル国モンゴル地震防災能力向上プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 12.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 6.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (24.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/総合防災マネジメント | (19.00) | (8.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 | 3.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 4.00 | 1.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 4.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 2.00 | 1.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (8.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 3.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 1.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 1.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | (5.00) | (8.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | 5.00 | 4.00 |
| シ) 業務管理体制 | - | 4.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 防災計画 | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 耐震建築 | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： 防災教育 | (12.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 1.00 | |
| ウ) 語学力 | 2.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |



第2 業務の目的・内容に関する事項

1 プロジェクトの背景

モンゴルでは西部地域を中心にマグニチュード 8 クラスの大地震が度々発生していることが地震年表に残されているほか、近年では、全人口（299万5,900人。2014年モンゴル国家統計委員会）の約半数が集まる首都ウランバートル市の近郊に3つの活断層（ホスタイ断層：同市から南西約30km、エミールト断層：南西約15km、グンジン断層：北東約5km）が発見され、ウランバートル市内でも有感・無感の地震が増加するなど、地震リスクの高まりが懸念されている。

このような状況において、JICAは、2012年2月から2013年10月まで、ウランバートル市非常事態局（Emergency Management Department of the Capital City: EMDC）を実施機関として、「ウランバートル市地震防災能力向上プロジェクト（以下「前プロジェクト」）を、開発計画調査型技術協力として実施し、以下の支援を行った。

- ①地震ハザード評価、建物リスク評価、構造物リスク評価、火災リスク評価に基づく、総合的な地震リスクマップの作成
- ②地震防災計画のレビュー及び改定提言
- ③中高層建築物耐震ガイドラインの策定
- ④人材育成（本邦研修、勉強会、啓発活動・キャンペーン等）

上記①の結果、地震防災に関連する法令・制度・組織体制、地震防災計画、災害時の通信・連絡体制と応急対応体制、地震観測体制、土地利用・開発規則、建物・インフラの耐震化、コミュニティ防災等について、具体的な提言事項が取りまとめられた。

2013年、モンゴル中央政府の防災機関である国家非常事態庁（National Emergency Management Agency。以下「NEMA」）から日本政府に対してモンゴルにおける地震への防災能力を向上することを目的とした技術協力プロジェクト（以下「本プロジェクト」）の要請が提出された。要請内容が多岐に渡ることから、JICAは2016年2月から基礎情報収集・確認調査を実施し、関連情報の収集を行った。上記調査を通じて、モンゴル側と調整を行い、モンゴル側が上記要請をNEMAの能力強化を中心とした内容に変更し、2016年5月に日本政府によって採択された。その後JICAは、詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとにNEMAとの間でプロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」）を締結した。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

モンゴル地震防災能力向上プロジェクト

(2) 上位目標

地震災害リスクが軽減される。

(3) プロジェクト目標

地震防災に関する予防対策の強化を通じた、国家防災行政機関の能力が向上する。

(4) 期待される成果

成果 1: 災害・防災関連事業のデータ収集能力、機関間の連携調整能力が向上する。

成果 2: 耐震性評価及び建築物の耐震化に関連する行政機関職員の能力が向上する。

成果 3: 防災教育及び防災意識の啓発に係る実施計画が策定される。

(5) 活動の概要

1.1 最新の防災法を反映した各種防災枠組の改善に係る支援

1.1.1 防災法の予防活動に関する運用上の課題を抽出する

1.1.2 災害リスク評価実施、防災計画、準備計画、防災管理、防災データベースに関するガイドライン（※）を作成する

※ 政策や決定（規則、規程）への助言をとりまとめた文書

1.1.3 防災法の予防活動に関する運用規則や規定の改訂案、必要な規則や規定案を作成する

1.2 国家防災機関と関連機関の連携強化支援

1.2.1 NEMA と防災関係機関（後段（7）を参照）との連携、協力内容を示す協定案を作成する

1.2.2 1.2.1 で作成された協定内容を周知し、防災関係機関相互の連携体制を強化するための研修を開催する

1.3 国・地方の防災計画のモニタリング及び情報収集方法の改善支援

1.3.1 国及び地方の防災計画のモニタリング、報告、評価、公開に係る制度の課題を抽出する

1.3.2 防災関連情報を収集し、検討及び分析する既存のシステムを改良する

1.3.3 1.3.1～1.3.2 の活動を通じて得られた国及び地方の防災計画の実施状況、モニタリング、評価実施状況を周知するための白書を作成する。

1.3.4 建築及びインフラ、ライフラインの耐震性に関するデータベースを改善する

- 2.1 耐震性評価方法確立への支援
 - 2.1.1 建設物（建築物、道路、橋梁）、ライフライン（上下水道、送電・発電施設、温水管網）の耐震性評価を行う指示書を、防災法との連携を踏まえて点検し、改善案を作成する
 - 2.1.2 建設物、ライフラインの耐震性評価の実施方法、機材の利用方法を示すガイドラインを作成する
 - 2.1.3 建設物、ライフラインの耐震性評価を行う専門家の知識・能力を向上する研修を行う
- 2.2 耐震補強・建て替えに係る能力向上支援
 - 2.2.1 建築物の耐震補強、建て替えに関するガイドラインを作成する
 - 2.2.2 住宅、幼稚園、学校、病院、国家機関の建物を建て替えするための耐震化技術の導入・普及を支援し、それぞれ一つずつ建物の建て替え、耐震化工事の試設計を行う
 - 2.2.3 建築物の耐震補強を行う専門家の知識・能力を向上する研修を NEMA の参画で行う
- 3.1 防災教育の内容及び教師への研修実施に係る制度構築支援
 - 3.1.1 幼稚園、学校における、改正防災法を踏まえた防災教育の内容、方法、実施方針を示すガイドラインを作成する
 - 3.1.2 幼稚園、学校の防災教育に関する教科書の追録、副読本、教材を作成する
 - 3.1.3 3.1.1 及び 3.1.2 で作成されたガイドラインと教材を用いて、NEMA と教育・文化・科学・スポーツ省の協働のもと、教員研修所の指導員、県市の教育局専門家らへの研修を行う
 - 3.1.4 3.1.3 で研修を受けた指導員、専門家らが担当地域の教職員に対して研修を行う
- 3.2 持続的な市民向け防災教育プログラムの構築支援
 - 3.2.1 中央と地方の防災教育、啓発活動の総合スケジュールを作成する
 - 3.2.2 防災教育の研修および啓発活動の教材を作成し、対象グループ（NEMA 及び県・市レベルの防災担当部局の職員等 R/D で規定している対象者）への研修をパイロット地域で行う
 - 3.2.3 研修センター（EMDC が 2016 年 6 月にウランバートル市ハンウル区に建設した市民向けの防災意識の啓発を行う施設）で実施する災害の予防、災害状況の体験教育を行うための教育、訓練のプログラムを作成し、研修を行う

(6) 対象地域

モンゴル全土

(7) 関係官庁・機関

直接のカウンターパート（以下「C/P」）は、モンゴル国の中央政府で防災を所掌する NEMA。NEMA が他関係機関に対して直接、JICA は NEMA を通じて間接的に支援を行う。なお、間接的な支援の対象となる C/P は、建設・都市開発省、教育・文化・科学・スポーツ省、国家監察庁、ウランバートル市等。

(8) プロジェクト期間

3 年間（2016 年 12 月開始予定）

3 業務の目的

「モンゴル地震防災能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

本業務は、JICA と NEMA との間で 2016 年 7 月 8 日に締結した実施合意文書（Record of Discussion : R/D）に基づいて実施される「モンゴル地震防災能力向上プロジェクト」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

5 実施方針及び留意事項

(1) モンゴル防災機関職員の能力開発及びリーダーシップ強化への支援

本業務は、中央政府で防災を所掌する NEMA 職員の能力向上を目的とするプロジェクトである。上記「2 プロジェクト概要」の「(4) 期待される成果」のうち、NEMA が直接実施する成果 1 が本プロジェクトの中心的な活動となる。

一方、建設・都市開発省、教育・文化・科学・スポーツ省がそれぞれ所掌する成果 2 の耐震建築、成果 3 のうち防災教育は、NEMA の能力向上を通じて、

間接的に強化される「パイロット事業」として位置付けている。

本プロジェクトでは、これら「パイロット事業」を通じて、NEMA が他関連省庁、地方政府への助言を行いつつ、これら関係機関の協力を得ながら、中央政府の防災機関として、防災関連事業予算の拡大や、防災関連機関への助言・組織間の調整に係る能力の向上、NEMA が他組織の実施する防災関連事業へ関与できるよう法律上の枠組み整備等を進めていく必要があることから、コンサルタントがこれらパイロット事業への支援を NEMA 以外の関係機関に対して実施する際には、NEMA 職員を同行させ、他関連省庁、地方政府への支援内容を把握させること。

(2) 先行案件の知見活用及び効果的な実施に向けたレビュー

JICA はモンゴル国に対して、ウランバートル市を対象とした前プロジェクトを上記 1 のとおり実施し、現在「モンゴル防災分野基礎情報収集・確認調査」の結果を取りまとめ中であることから、これら先行案件の知見を十分に活用する。一方で、これら過去の案件をレビューし、技術協力の観点から不足している点については、本プロジェクトにおいて活動として取り入れる。特に本プロジェクトにおける、「1 プロジェクトの背景」に記載したウランバートル市における①地震リスクマップの作成及び②地震防災計画の改訂提言のレビュー、並びに、③中高層建築物耐震ガイドラインの活用をプロポーザルで提案すること。

(3) 地震を中心とした防災体制の強化

本プロジェクトはプロジェクト名のとおり地震を主たる災害種（ハザード）として取り扱うが、中央防災機関である NEMA は、他自然災害及び人為災害への対応も求められることから、成果 1 及び成果 3 の活動の中で地震以外の災害種を含めることを排除しない。

(4) プロジェクト終了後の自立発展性を見据えた成果品

プロジェクト終了後においても、C/P 自らが、上位目標の達成に向けて自立的に活動を継続できるようにするため、C/P の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて C/P が必要とする能力を向上させ、C/P 自らが本業務の成果を活用できるように、十分意識・工夫すること。

前フェーズではハザード・リスク評価等、成果品の作成が中心となり、成果品を作成するまでのプロセスの技術移転、成果品の活用・国内での横展開等の活動が十分でなかった。このため、本プロジェクトでは、日本側関係者のみでプロジェクト活動を進めるのではなく、モンゴル側のオーナーシップを尊重し、

企画立案の段階からモンゴル側関係者を巻き込んだ上で、C/P 自身が本プロジェクトの方法を次回以降に活用できるように、関係機関（担当者含む）及び活動のプロセスを記録し、翌年以降発生する定期的な活動や、プロジェクト対象地域以外における同種の活動に、本プロジェクトのプロセスを反映できるようなマニュアル・ガイドラインを、モンゴル側関係者と議論しながら技術協力の成果品としてとりまとめること。

また、防災分野は各成果単位の活動において関係者が多岐に渡ることから、プロジェクト活動を円滑に実施するにあたり、NEMA を通じてモンゴル側関係機関とのコミュニケーションを密に行う等の工夫をプロポーザルにて提案すること。

（５） プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

本プロジェクトは、2014 年 7 月 30 日付「専門家・コンサルタント向け説明資料（JICA 企画部、経済基盤開発部）」に基づいてプロジェクトの管理・評価・モニタリングを実施することとする。具体的には、以下のとおり。

1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスであり、事業成果の発現に向け、受注者は先方実施機関、JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。また、パイロット事業は、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓となることから、これら経験・教訓を NEMA 内で共有する仕組みを構築するよう NEMA と一緒に議論し、結果を報告書として取りまとめること、またその状況を JICA にも報告することとする。

また、モンゴルでは 11 月から翌年 3 月頃に発生する雪害等、災害が発生すると、NEMA が、応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、モンゴルにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言を検討し、モンゴル側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

2) Monitoring Sheet の活用

本プロジェクトでは、Monitoring Sheet を作成する。上記「専門家・コンサルタント向け説明資料」に基づき、プロジェクト開始時に R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更点の有無を JICA 及びモンゴル側と確認すると共に、必要に応じて変更案を作成する。

また、プロジェクト開始後、コンサルタントは 6 か月ごとにモンゴル側と協働で Monitoring Sheet を作成し、JICA モンゴル事務所に提出する。JICA は、Monitoring Sheet に基づき、必要に応じて R/D の変更を行う。

なお、上記 R/D 変更後、JICA とコンサルタントとの間の変更契約を改めて行う必要がある点に留意する。

3) 合同調整委員会への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」）を、少なくとも年に 1 回は実施することと R/D 本文に記載されているが、詳細計画策定調査時に、JCC の議長を務める NEMA 長官の意向に基づき、R/D 別添の Plan of Operation では、3 カ月に一度開催される見込みとしている。

JCC は日本・モンゴル双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記 2) Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。また、JCC の準備に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地活動において必要な準備を行うものとする。

4) 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがモンゴル側関係者と一緒に議論し、必要に応じて JICA へ報告相談を行う。

JICA はプロジェクトの計画の見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生している場合に、適宜運営指導調査を実施する予定である。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

5) モンゴル滞在期間の確保

過去の類似案件において、専門家の相手国不在期間に C/P によるプロジェクト活動が停滞する傾向にあったことから、各成果の中核となる専門家の現地作業期間を十分に確保し、現地活動を調整することにより、プロジェクトのほぼ全期間（長期休暇期間等を除く）を通じて、中核となる専門家の少なくとも 1 人以上がモンゴルに滞在するようにし、プロジェクト活動の継続的なモニタリング・実施監理を行うこと。

6) 国内支援委員会との連携

本プロジェクトでは国内有識者若干名から構成される国内支援委員会を設置する予定である。国内支援委員会はコンサルタントのレポート等資料・報告に基づき、JICA に対して技術的助言を与える。JICA はこれら助言を検討し、モンゴル側関係機関との合意文書の変更、活動内容の変更等必要な措置をモンゴル側と協議することとする。

7) ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

(6) 仙台防災枠組における本プロジェクトの位置付けと成果発信

2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」）では災害による損失と災害リスクを減らすという成果を目指すために、7つのグローバルターゲットと4つの優先行動が設定されている。

【成果】

人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する。



【ゴール】

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靭性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減

する。



【グローバルターゲット】

- (a) 災害による世界の 10 万人当たり死亡者数について、2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。
- (b) 災害による世界の 10 万人当たり被災者数について 2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。
- (c) 災害による直接経済損失を、2030 年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する。
- (d) 強靱性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030 年までに大幅に削減する。
- (e) 2020 年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。
- (f) 2030 年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。
- (g) 2030 年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。



【優先行動】

- 1. 災害リスクの理解
- 2. 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化
- 3. 強靱性のための災害リスク削減への投資
- 4. 効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興（Build Back Better）」

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントは JICA、NEMA と相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが 1 年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの 1 つとして設定し、プロジェクトの進捗・成果を管理していくこと。なお、2017 年、2019 年にグローバルプラットフォーム、2018 年に地域プラットフォームがそれぞれ開催される予定である。。

(7) プロジェクト活動の記録

2015年3月の第3回国連防災世界会議において、日本政府は「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で、防災関連分野で総額40億ドルの協力、及び、防災関連で4万人の人材育成を行うこととした。

本プロジェクトは、上記イニシアティブに含まれる人材育成に貢献する案件であることから、本プロジェクトの中で実施する研修、ワークショップ、セミナー等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数（男女別）を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICAに報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

(8) 第三国への業務出張

JICAが過去に他国に協力し、その国に適した技術として採用された実績があり、本プロジェクトC/Pの参考となり得る場合は、現時点でR/Dに記載していないが、C/Pの海外出張を積極的に検討し、JICAからモンゴルに対して提案するので、プロポーザルの中で提案すること。必要経費として出張期間は出張期間1週間、C/P（5人と想定）及びコンサルタント1名の同行に必要な旅費を含めること。

(9) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、モンゴル国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。

1) 現地マスメディアへの発信

- ① 本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をモンゴル国内に広く認識してもらうため、JICAモンゴル事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。
- ② 本事業の活動の節目において、現地マスメディア等を事業サイトに招き事業の内容や進捗状況・成果を説明するプレスツアーを開催すること。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信

本事業では、C/P以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化かが

図られ、NEMA の能力向上にも貢献することから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本事業が取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

3) ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

4) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(10) 業務実施契約外における本プロジェクト専門家及び対モンゴル JICA 防災分野関係者との連携

本プロジェクトは、主として本業務実施契約による受注者の指導により実施することとしているが、JICA が必要と判断した場合は、直営で専門家を派遣する可能性もある。その場合は、当該専門家と適宜情報を共有し、活動すること。また、JICA 及びその他日本の関係機関がモンゴルに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性を持って実施する必要がある点に留意すること。このため関係者と日常的な情報交換を行うことに加えて、必要に応じて JICA 地球環境部に相談・報告すること。

(11) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

モンゴルでは、前プロジェクト以前から、国連開発計画、アジア開発銀行、世界銀行等が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。要すれば事前に JICA への相談及び同席を求めること。

また、JICA は、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）と業務協力協定を締結しており、UNISDR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（6）のとおり、本プロジェクトは

仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNISDR の本部（在ジュネーブ）又はアジア大洋州地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、NEMA がモンゴル国内において UNISDR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA に情報提供相談すること。

（１２）国別防災情報の更新

JICA が指定する様式による国別防災情報（和・英）の項目に基づき、内容を充実・更新し、JICA に提出する。

6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

（１）全体に係る活動

1) ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる前プロジェクトの経緯・成果及び詳細計画策定結果報告、並びに、業務計画書等を踏まえて、ワークプラン（案）として取りまとめ、第 1 回現地派遣までに JICA に説明・協議し、修正する。その後第 1 回現地派遣時にモンゴル側関係者へ説明し、第 1 回 JCC までに合意を得て内容を確定する。

2) Monitoring Sheet の作成・提出

R/D 署名時に確定した PDM、PO 及び JICA と確認した方針をもとに、プロジェクト開始時に、「専門家・コンサルタント向け説明資料：技術協力プロジェクトにおける変更（2014 年 7 月 30 日付、JICA 企画部、経済基盤開発部）」に基づき、Monitoring Sheet I&II “Ver. 1”を作成し、モニタリングの初期条件を確定する。

同様に、プロジェクト開始から 6 か月ごとに Monitoring Sheet を C/P と共に作成する。Monitoring Sheet の作成を通じて、プロジェクトにおけるモニタリングの位置付け、PDM とモニタリングの関連性、モニタリングと事後評価の関係

性等について、モンゴル側関係者の理解及び協力を求めること。

3) JCC 開催支援と進捗説明

議長である NEMA 長官が JCC を開催し、メンバーを招集する予定であることから、コンサルタントは、必要に応じて、R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。また Monitoring Sheet を活用し、C/P と手分けして、プロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

なお、第 1 回 JCC では、ワークプラン及び Monitoring Sheet I&II “Ver. 1” について合意を得ること。

4) 本邦研修の実施

中心的な役割を担う C/P を対象に、プロジェクト目標の達成に向けた活動を効果的に行うことを目的として、本邦研修（10～15 人程度を想定）を 2017 年 3 月までに実施する予定である。研修員の人選にあたっては NEMA における

プロジェクト開始後、2017 年 3 月までの可能な限り早い段階に、1 週間程度の本邦研修を実施する。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」に記載される「研修実施」を担当することから、趣旨を十分理解し、その内容及び実施方法について JICA と協議し、候補者の人選及び研修内容については、JICA モンゴル事務所及びモンゴル政府関係者と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取付等、必要に応じて研修実施の範囲を超えないで研修員受入に関する支援・調整を行うこと。

5) 機材の調達

本プロジェクトでは、建設物の耐震性評価及び一般市民の防災意識向上のための機材を JICA が調達し供与する予定である。これら機材の用途、運用維持管理費用を踏まえた仕様、輸送・据付条件の確定等は、NEMA による防災事業の計画・実施、必要予算の確保等を他機関と調整を通じた能力向上の一環としてプロジェクト活動として位置付けて実施すること。また、調達機材を活用して、本プロジェクトの活動である研修を実施する必要がある。このため、機材調達後にプロジェクトで当該機材を十分活用できる期間を確保できるよう、遅くともプロジェクト終了 1 年前には機材を活用できる状態となる計画とすること。

なお、詳細計画策定調査実施時において JICA は、モンゴル側と、NEMA は JICA に対して供与機材の運用・維持管理費用を負担することを確約するレターを発出し、JICA は同レターを受領後、調達手続きを開始することを確認した。

レターには承認済み予算書を添付することで根拠資料とすることから、NEMAによる財務当局への手続きに関して、必要に応じて資料提供等の側面支援を行うこと。

6) 国際会議等における本プロジェクトの意義及び成果の発信

本プロジェクト実施期間中において、少なくとも防災グローバルプラットフォーム会合が2回(2017年メキシコ合衆国、2019年開催国未定)、アジア地域プラットフォーム会合(2018年モンゴル)が1回開催されることから、これらを含む国際会議を活用してモンゴルC/P及びJICAが本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもってモンゴルC/P及びJICAと相談すること。

(2) 成果1に関する活動

1) モンゴル国防災関連法令運用上の課題抽出(活動1.1.1)

モンゴル国における防災関連法令をレビューの上、ステークホルダーに運用上の課題についてNEMAと共にインタビューを行う。なお、インタビューを行う前に、NEMAと共に課題の抽出に係る方針、具体的な方法、インタビュー後の成果品のイメージを協議・確認した上で行うこととする。

2) 防災関連法令、計画の連携改善、災害リスク評価、防災データベースに関するガイドラインの作成(活動1.1.2)

上記1)で抽出した課題を解決するための方向性をNEMAと確認した上で、ガイドライン作成の方針、必要な項目をステークホルダーと協議の上、C/Pと分担して執筆し案を作成する。また、NEMAがガイドライン案を関係省庁に確認し、モンゴル政府としての承認行為を行う際に、技術的観点から側面支援を行う。これら一連の活動を行う際のマニュアルをNEMAと一緒に作成する。

3) 防災法実施上の運用規則や規定の改訂案、必要な規則や規定案の作成(活動1.1.3)

上記2)でNEMAと議論した結果を踏まえて、防災法運用細則や関連規程の改訂(案)及び、新たに必要な規則及び規程のドラフトをNEMAと共に作成する。NEMAが関係省庁との確認作業を経て、承認行為を行う際に、技術的観点から側面支援を行う。これら一連の活動を行う際のマニュアルをNEMAと一緒に作成する。

4) NEMAとステークホルダーとの連携、協力を目的とした協定案の作成(活動1.2.1)

NEMAが、上記2)におけるステークホルダーとの間でのガイドラインに係る方針を踏まえて、ステークホルダーとの協定案を作成することから、作成に

あたって NEMA が行うステークホルダーと共に方針確認し、協定案の作成を支援する。

5) 上記 4) の協定内容を周知し、関係機関相互の連携体制を強化するための研修実施（活動 1.2.2）

本活動では、上記 4) で定めた協定を関連する機関すべてに周知し、災害前、災害後に関係機関で適切に動くことができるように、NEMA が研修を実施する。このため、NEMA と研修の方針を確認し、研修の内容・計画の策定、必要な資料の作成、研修実施を支援する。また、研修実施後は次回同様の研修を実施する際の参考資料として、研修に係る上記一連のプロセスを記録し、マニュアルとする。本プロジェクトでの研修は 1 回を想定しているが、より多く実施したほうが良い場合は理由と共に、プロポーザルの中で提案すること。

6) 国及び地方の防災計画に係る課題の抽出と同計画の改訂（活動 1.3.1 及び 1.3.2）

NEMA と共に国、ウランバートル市、地方の県 2 県それぞれにおいて、ステークホルダーを集めたワークショップを実施し、現状の防災計画の課題抽出を支援する。地方 2 県については、その選出過程についても必要に応じて支援すること。また、抽出された課題を踏まえて、国及び地方における防災計画の改訂を支援する。コンサルタントは、防災計画の改訂のプロセスを記録に残し、防災計画改訂マニュアル案としてとりまとめる。その際、NEMA の確認を経ること。

また、NEMA は、防災計画のモニタリングに既存の「災害情報管理システム」を活用していくことを想定していることから、コンサルタントは、計画改訂と並行して、既存のシステムをレビューし、共通データ・情報フォーマットを NEMA に提案し、承認を得ること。その際、2016 年末までに決定が見込まれる仙台防災枠組のグローバルターゲットにおける指標を踏まえて検討すること。

7) 防災白書の作成（活動 1.3.3）

NEMA が日本の「防災白書」に相当する文書を継続的かつ自律的に作成できるように、コンサルタントは、2017 年及び 2018 年分の作成を支援する。

2017 年中を通じて、防災白書の目的、基本方針を NEMA 内で議論し、既存データ、資料をレビューして、白書内の項目をステークホルダーと議論して、執筆を分担し、2018 年の前半を目途に 2017 年版を作成する。

2017 年度作成後は、防災白書作成の際の教訓を抽出し、防災白書作成のためのマニュアル案を作成し、同マニュアルに沿って防災白書 2018 年分を作成し、マニュアルの改訂を行う。

なお、防災白書を新たに作成しなくとも、既存の NEMA 年報等に防災白書の

要素を付加していくことも可能とする。

8) 建築及びインフラ、ライフラインの耐震性に係るデータベースシステムの改善（活動 1.3.4）

上記 6) の災害情報管理システムの基礎となる耐震性評価の結果に関するデータベースを関係機関で共有できるシステムとして改善する方法を NEMA 及び関係機関と共に検討する。

(3) 成果 2 に関する活動

1) 建設物、ライフライン耐震性評価の指示書の改善案作成（活動 2.1.1）

既存建築物の耐震性の評価を目的とした指示書の内容を確認し、現在の既存指示書の確認及び関連情報を収集する。その上で、NEMA と共に、最新の防災法の内容及び成果 1 での議論の内容を踏まえて、建設・都市開発省等ステークホルダーと共に改善に向けた検討を行い、具体的な改善案を作成できるよう、NEMA 及び関係機関に対して技術的支援を行う。

2) 建設物、ライフライン耐震性評価の実施方法、機材利用に係るガイドラインの作成（活動 2.1.2）

上記 1) で確認した指示書の改善版に基づき、必要に応じて追加情報を収集し、NEMA と一緒に耐震診断に係るガイドライン（具体的な手順、体制を詳細に示した文書）作成の目的、方針を建設・都市開発省等ステークホルダーと検討、確認した上で、NEMA がガイドラインを作成できるよう、技術的支援を行う。

3) 建設物、ライフライン耐震性評価実施者の知識・能力を向上する研修実施（活動 2.1.3）

NEMA 及びステークホルダーが、上記 1) 及び 2) の内容を建設・都市開発省、国家監査庁、ウランバートル市役所、各県の建築、インフラ、ライフライン各担当者、その他関連業界団体における耐震性評価者に対象に、普及することを目的とした研修プログラムを企画・実施する。企画にあたっては、コンサルタントが評価・普及方法及び研修プログラムの案を作成、検討し、NEMA 及びステークホルダーに確認を取った上で実施する。実施後はモンゴル側のみで継続的かつ自律的に普及できるよう、マニュアルとして取りまとめ、モンゴル側関係者に確認を取る。

4) 建築物の耐震化、建て替えに関するガイドラインの作成（活動 2.2.1）

上記 1) で確認した指示書の方向性に基づき、ガイドライン作成に必要な追加情報を収集の上、NEMA 及びステークホルダーと共に、ガイドライン作成の方針・具体的な内容を検討・確認し、技術的な助言を行う。

5) 住宅、幼稚園、学校、病院、国家機関それぞれに係る建て替え及び耐震化

工事の試設計（活動 2.2.2）

上記 4）のガイドラインを踏まえて、NEMA 及びモンゴル側関係機関が既存の標準設計に改良を加えて行う試設計について、方針確認時を含めて技術的支援を行う。また、これら試設計の結果の耐震補強資料としての取りまとめを支援する。

6）建築物の耐震補強に係る知識・能力向上研修の実施（活動 2.2.3）

上記 4）のガイドライン及び 5）の試設計に基づき、耐震補強を行う専門家の育成するために、政府機関及び業界団体を対象に研修を企画・実施する際の支援を行う。研修を企画する際には、NEMA 及び関係機関と研修の目的、対象者、研修内容について一緒に議論すると共に、研修実施後には、一連のプロセス及び教訓を報告書として取りまとめること。

（4）成果 3 に関する活動

1）幼稚園、小学校における防災教育のガイドラインの作成（活動 3.1.1）

NEMA 及び教育・文化・科学・スポーツ省等関係機関と共に、現状の法律、教員研修制度、過去に実施した防災教育関連活動、他援助機関による支援状況をレビューし、公教育の課程や既存の科目、学校活動の中に防災教育を取り入れていくためのガイドラインを作成する。

2）幼稚園、小学校の防災教育に関する教科書の追録、教材等の作成（活動 3.1.2）

NEMA 及び教育省等関係機関と既存の防災関連教材をレビューし、上記 1）のガイドラインで示した防災教育を実施するために不足している教材の中から必要なものの作成を支援する。

3）教員向け指導員への研修実施（活動 3.1.3）

NEMA 及び教育・文化・科学・スポーツ省等関係機関と共に上記 1）及び 2）で作成したガイドライン、教材を用いて、NEMA 職員が研修を計画・実施・評価する際に技術的な助言を行う。

4）教職員向け防災教育の研修実施支援（活動 3.1.4）

上記 3）で研修を受けた講師が担当の教職員に対して実施する研修を側面支援する。また、NEMA 及び教育・文化・科学・スポーツ省関係者と共に、上記 3）を含めた一連の研修における振り返りを実施し、得られた知見及び教訓を取りまとめる。

5）中央及び地方における防災教育及び啓発に係る総合スケジュールの作成（活動 3.2.1）

NEMA 及び教育省・文化・科学・スポーツ等関係機関と共に防災教育及び意識啓発に係る現状のレビュー及び課題の抽出を行い、その課題を解決するための今後の計画を総合スケジュールとして取りまとめる。

6)防災教育及び意識啓発の教材作成とパイロット地域での研修実施(活動 3.2.2)

NEMA 及び教育・文化・科学・スポーツ省等関係機関と共に、パイロット地域を検討・決定した上で、一般市民向けの防災教育・意識啓発に係る研修の企画（教材の作成・普及方法含む）実施を支援する。将来の他地域への展開の可能性の検討を行い、教材の中から持続的展開が可能で効果的な教材に絞る必要があれば絞り、水平展開策を提示する。また実施を通じて得られた知見及び教訓を取りまとめる。回数については理由と共にプロポーザルで提案すること。

7) 研修センターにおける防災教育・意識啓発コンテンツの検討・作成と研修の実施（活動 3.2.3）

NEMA 及びモンゴル側関係機関と共に研修センター（NEMA 及び EMDC がウランバートル市ハンウル区に2016年6月建設した市民向け防災研修を行うための施設）で一般市民が地震防災の意識向上をはかるために訓練のプログラムを作成し、研修を行い、プログラムの中から持続的展開が可能で効果的なアイテムに絞る必要があれば絞り、水平展開策を提示する。なお、本プロジェクトにおける供与する機材の仕様決定を含めた施設の運営維持管理・活用を検討し、上記6)の研修に活用すること。

7 成果品等

(1) 進捗報告にかかる成果品

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ

(2) の技術協力成果品を添付するものとする。なお、本契約における最終成果品はプロジェクト業務完了報告書とする。

| 成果品 | 時期等 | 言語・部数 |
|-------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく) | 契約締結後 10 日以内 | 和文 3 部 |
| ワークプラン | 2016 年 12 月中 | 英文 4 部 |
| Monitoring Sheet | プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 カ月ごと | 各 Monitoring Sheet につき 英文 4 部 |
| プロジェクト業務進捗報告書 | プロジェクト開始 1 年後及び 2 年後 | 英文 4 部 |
| プロジェクト業務完了報告書 | プロジェクト終了時 | 英文 4 部 モンゴル語 4 部 和文要約 4 部 |

| | | |
|--|--|-----------|
| | | CD-Rom 3部 |
|--|--|-----------|

プロジェクト業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

1) ワークプラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画(WBS等の活用)
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与事項
- j) その他必要事項

2) プロジェクト業務進捗報告書／プロジェクト業務完了報告書

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）
- e) プロジェクト目標の達成度（業務完了報告書のみ）
- f) 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書のみ）

添付資料（案）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ WBS等業務の進捗が確認できる資料
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最終版）
- ⑤ 研修員受入れ実績

- ⑥遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- ⑦供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑧JCC 議事録等
- ⑨その他活動実績

（２）技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接又はコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類し、前者については契約業務の成果品とする。項目ごとに記した言語のものを作成し、必要な翻訳経費（日—モンゴル語）を見積書の中に含めること。また業務上必要な通訳（日—モンゴル語）も含めること。

なお、提出に当たっては、それぞれ完成直後のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 防災行政、耐震建築、防災教育に係るガイドライン、規程、協定等の案（日本語、モンゴル語）
- イ 防災行政、耐震建築、防災教育に係る研修教材及び研修実施に係るマニュアル案（日本語、モンゴル語）
- ウ 国及び地方の防災計画の改訂案及び防災計画改訂マニュアル案（日本語、英語、モンゴル語）
- エ 防災白書及び防災白書作成のためのマニュアル案（日本語、英語、モンゴル語）
- オ 国際会議等における成果発信資料（英語）

（３）その他提出物

１）防災情報

JICA が定める様式によりモンゴルの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。

２）議事録等

先方政府との各レポート説明及び協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。

３）先方政府への提出物

モンゴル政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

４）その他

上記提出物のほか、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務工程計画

本契約は、2016年11月中旬に開始し、期間は約39ヵ月とする一括の複数年度業務実施契約にて実施する予定である。

2 業務量目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

約92.0M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な専門家の配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／総合防災マネジメント 2号
- 2) 防災計画 2号
- 3) 防災制度
- 4) 防災情報
- 5) 耐震建築 2号
- 6) 建築物耐震診断
- 7) インフラ及びライフライン耐震診断
- 8) 耐震補強
- 9) 耐震設計
- 10) 防災教育 2号
- 11) 地域防災
- 12) 防災教材開発

3 対象国の便宜供与

2016年7月8日に署名したR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。

4 配布資料／閲覧資料

(1) 配布資料

- 1) モンゴル防災分野基礎情報収集・確認調査報告書（案）
- 2) R/D（PDM、PO を含む）
- 3) 技術協力等モニタリング執務要領（2014年7月30日、JICA 企画部、経済基盤開発部）

(2) 参考資料

- 1) 仙台防災枠組 2015-2030

http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf

- 2) 仙台防災協カイニシアティブ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070616.pdf>

5 現地再委託

成果測定指標の収集については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

6 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA モンゴル事務所、在モンゴル日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA モンゴル事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

7 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。